西ノ島町選挙管理委員会告示第３１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条の２第２項の規定により、令和８年１１月１１日から令和８年１１月１７日までの７日間、『西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例』を廃止する西ノ島町条例改廃請求者名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申し立てがなかったので、有効署名の総数は次の通りとなった。

令和８年１１月１８日

西ノ島町選挙管理委員会委員長　熊　谷　悟

１．有効署名の総数　６３７人